

(9) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する  
覚書 (1946年1月29日)

- 1 日本国外の総ての地域に対し、又その地域にある政府役人、雇傭員その他総ての者に対して、政治上又は行政上の権力を行使すること、及、行使しようと企てることは総て停止するよう日本帝国政府に指令する。
- 2 日本帝国政府は、已に認可されている船舶の運航、通信、気象関係の常軌の作業を除き、当司令部から認可のない限り、日本帝国国外の政府の役人、雇傭人その他総ての者との間に目的の如何を問わず、通信を行うことは出来ない。
- 3 この指令の目的から日本という場合は次の定義による。  
日本の範囲に含まれる地域として  
日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約1千の隣接小島嶼  
日本の範囲から除かれる地域として  
(a) うつ陵島、竹島、済州島。(b) 北緯30度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c) 千島列島、齒舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島
- 4 更に、日本帝国政府の政治上行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次の通りである。  
(a) 1914年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島。(b) 満洲、台湾、澎湖列島。(c) 朝鮮及び(d) 樺太。
- 5 この指令にある日本の定義は、特に指定する場合以外、今後当司令部から発せられるすべての指令、覚書又は命令に適用せられる。
- 6 この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。
- 7 日本帝国政府は、日本国内の政府機関にして、この指令の定義による日本国外の地域に関する機能を有する総てのものの報告を調整して当司令部に提出することを要する。この報告は関係各機関の機能、組織及職員の状態

態を含まなくてはならない。

- 8 右第7項に述べられた機関に関する報告は、総てこれを保持し何時でも当司令部の検閲を受けられるようにしておくことを要する。